

令和5年第4回隱岐の島町議会定例会会議録

開 会 (開議) 令和5年12月15日(金) 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡 田 智 子	7番	村 上 謙 武	13番	石 田 茂 春
2番	牧 野 牧 子	8番	菊 地 政 文	14番	高 宮 陽 一
3番	藤 野 定 幸	9番	西 尾 幸太郎	15番	米 澤 壽 重
4番	齋 藤 則 子	10番	池 田 賢 治	16番	池 田 信 博
5番	田 中 一 隆	11番	安 部 大 助		
6番	大 江 寿	12番	前 田 芳 樹		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池 田 高世偉	地 域 振 興 課 長	宇 野 慎 一
副 町 長	大 庭 孝 久	上 下 水 道 課 長	村 上 和 久
教 育 長	野 津 浩 一	建 設 課 長	田 中 文 男
代 表 監 査 委 員	嶽 野 正 弘	施 設 管 理 課 長	増 本 直 行
総 務 課 長	吉 田 隆	危 機 管 理 室 長	曾 我 部 一 彦
会 計 管 理 者	齋 藤 和 幸	水 産 振 興 室 長	橋 本 博 志
財 政 課 長	長 田 寿 幸	都 市 計 画 課 長 補 佐	前 田 和 信
税 務 課 長	池 本 繁 樹	総 務 学 校 教 育 課 長	金 井 和 昭
町 民 課 長	和 田 美 由 貴	社 会 教 育 課 長	中 村 恒 一
保 健 福 祉 課 長	野 津 千 秋	布 施 支 所 長	山 根 淳
住 民 福 祉 担 当 課 長	広 江 和 彦	五 箇 支 所 長	藤 野 一
環 境 課 長	原 秀 人	都 万 支 所 長	近 藤 勝 志
エ ネ ル ギ 一 対 策 室 長	野 津 寿 天	中 出 張 所 長	茶 山 宏
商 工 觀 光 課 長	鳥 井 登	中 央 公 民 館 長	田 中 举
農 林 水 産 課 係 長	渡 邊 守		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 村上克樹 庶務係長 齋賀千春

1. 議員提出議案の題目

発委第2号 刑事訴訟法の再審規程（再審法）の改正を求める意見書

発議第4号 令和5年9月定例会提出の議第77号、令和5年度隱岐の島町一般会計補正予算（第4号）の修正動議に対する決議案の提出について

議事の経過

○議長（池田信博）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣言 9時30分）

（全員協議会開会宣言 9時30分）

○議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣言 10時40分）

（本会議再開宣言 10時40分）

日程 第 1. 委員長報告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会に付託した町長提出議案の議第92号から議第103号までの「条例関係」と、「町道路線の認定、変更及び廃止について」12件及び議第129号と議第130号の「工事請負関係」の2件、計14件、議第104号から議第118号までの「指定管理者の指定について」15件、議第119号から議第128号及び議第131号と、議第132号の「補正予算関係」12件、並びに継続審査となっている各委員会の調査事項を一括して議題とします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等につ

いて委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長 1 番：岡田 智子 議員

○1番（岡田智子）

それでは、総務教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

委員会の開催日ですが、議会閉会中の 10 月 19 日、定例会開催前の 11 月 28 日・29 日、会期中の 12 月 13 日・14 日の計 5 日間、開催いたしました。付託案件につきましては、別紙のとおりでございます。

審査の結果について、ご報告いたします。令和 5 年度隱岐の島町一般会計・特別会計補正予算、条例の一部改正、指定管理者の指定につきましては、全て全会一致で「可決すべし」といたしました。

そして、請願第 2 号につきましては、賛成少数で「不採択」、請願第 4 号につきましては、全会一致で「採択すべし」といたしました。

次に「審査の経過及び主な意見・指摘事項について」申し上げます。議第 119 号令和 5 年度隱岐の島町一般会計補正予算（第 6 号）の「小学校ならびに中学校の入学準備支援事業」についてでございます。

物価高騰の影響により家計負担が増している状況の中、来年度、新一年生となる児童・生徒を持つ保護者に対して、子育てにかかる経済的負担の軽減を目的に、小学校では体操服の購入費用を、中学校では体操服と上靴の購入費用を町が支援するものであります。

委員からは「これは制度化するのか」「制度化するならば、規定をつくらないといけないが、考えているのか」「現物支給よりも現金支給の方が良いのではないか」などの意見がありました。執行部からは「今年度だけでなく、制度化を考えている。これから、支給要綱を整備したうえで対応したい」との返答がありました。

委員会としては、町の姿勢は評価できるものであり、制度化するのなら、しっかりと支給要綱を決定したうえで予算計上するよう指摘をしました。

次に「所管の調査事項について」ご報告いたします。

まず、はじめに「北小学校の統廃合問題について」でございます。北小学校の統廃合問題に関する現在までの状況説明がありました。

委員からは「請願を出した皆さんが出た統廃合の動きにストップをかけた、というふうに逆に批判を受けていることを聞く。町からは地元の人に対してどういう形で報告を定期的にした

のか気になる」「中村地区・布施地区・未就学児の保護者に対して説明をした時に、どのような意見や要望がでたのか」「総合教育会議で方針を検討し、提示するという方向性については納得しているのか」、「地区の人たちに決定権を投げ出していると地域の混乱を招くだけであって、いずれ行政が主導的な方向性をつける必要性があるのではないか」などの意見がありました。執行部からは「保護者アンケートの結果が統廃合反対が大勢であったので、計画期間中は統廃合をしないことを報告した。保護者からは、それぞれの思いや不安、校区外のこと等を発言いただいた。それぞれの不安を解消できるように、引き続き話を聞き対応させてもらいたいと思っている。また、次の小中学校規模適正化計画は、町が主導して計画を作成する」との説明がありました。

委員会としては、多様な思いをもつ保護者の不安を少しでも解消できるように、引き続き真摯な姿勢で耳を傾け、相談に対応していくよう指摘をしておきます。

続きまして、「本土医療機関への通院費助成制度」について申し上げます。

「住民と議会との懇談会」において、隠岐病院から島根大学医学部附属病院や県立中央病院など、本土医療機関を紹介され、受診や治療に通う方が増えておりますが、「交通が不便で宿泊料も値上がりしており、患者や家族の負担も多くなっている」などの声が高まっています。

委員からは「島外通院費の助成制度の創設や実態調査の現状はどうなっているのか」との意見がありました。執行部からは、「実態調査はさせていただいている。どういった制度にすればよいのか、隠岐病院とも協議しなくてはならない。制度設計には難しいところもあり、簡単にはいかないが、前向きな方向で検討している」との返答がありました。

委員会としては、離島ならではの問題でもあり、また、「医療の確保」は、誰もが安心して暮らせるための重要な要素であるため、医療機関との制度設計を進めるように指摘をしておきます。

次に、請願書の審査について、ご報告をいたします。

請願第2号 水原一絵氏からの「国会および関係行政へインボイス制度の導入中止を求める『意見書』の提出を求める」請願について、でございますが、インボイス制度そのものの状況調査が必要であるとしていたため、9月定例会で継続審査としていた請願であります。

11月29日開催の委員会で、現況調査と議員間討議を行い、12月13日に、改めて紹介議員に説明を求め、審議をしました。委員からは、「制度は制度として既に実行されている」「納

税の義務は国民の義務であり、本来の姿になったのではないか。中止にすると対応している業者が混乱をまねくのではないか」「インボイスに登録していないからといって、従来の取引をやめるのは違うと思う」「島内には小規模事業者も多く事務処理負担も大きい。一円ももらさず消費税を徴収しようとする制度は、あまりにも酷すぎる側面があるのではないか」「町内でもインボイスを登録しない事業主は、取引に参加できないなどの事案も見られ、事業者を救うためにも制度の中止、もしくは、改正するか、やわらげることも必要である」などの意見があり、採決の結果、採択2、不採択4で「不採択」としました。

続きまして、請願第4号 「国に対し、刑事訴訟法の再審規程（再審法）の改正を求める意見書の提出を求める請願」についてでございます。

請願内容の概要は、無実の人が犯罪者として法による制裁をうける「えん罪被害者」を救済するためにある再審の規定について、①再審のためのすべての証拠の開示を制度化すること、②再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止することについて、再審法の改正を求める意見書を国へ提出するよう求める内容がありました。

委員会では、12月13日提出者であります、隠岐地区代表者、村上一氏ならびに紹介議員に出席を求め、請願の願意について説明を受け、内容や経緯について質疑を行いました。委員からは「それぞれの権限に、制限をかけることは、どうなのか」、「えん罪をなくすためには、検察官による証拠開示、不服申し立てを禁止する再審法の改正及び法整備は必要である」などの意見がありました。請願者からは、「願意である2つの項目を解決しない限り、えん罪はなくならない」との説明があり、採決の結果、全会一致で「採択すべし」といたしました。

なお、所管の調査事項は、閉会中も継続して、調査・研究を行います。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（池田信博）

次に、産業建設常任委員長 8番：菊地 政文 議員

○8番（菊地政文）

それでは、産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

常任委員会開催日 11月28日、29日、12月13日、14日 臨時会を含めますと6日間です。

2. 付託案件 22件
3. 審査の結果 付託案件22件は、すべて全会一致で「可決すべし」とした。
4. 審査の経過及び主な意見、指摘事項等

議第 104 号から第 107 号、議第 111 号から第 118 号までの指定管理者の指定について

(1) コミュニティ・アイランド施設ビジターセンターの指定管理料について、他の同業者と指定管理料に統一性が見られなかつたことから、詳しい積算根拠について説明を求めた。担当課からは類似団体との整合性を保つため府内で協議をしたとの報告があり、積算根拠について詳細な説明があつた。また、経営については厳しいながらも施設内飲食店の客数も徐々に増加の様子が伺えるとの説明があり、将来的には独立した店舗となるよう期待する。

(2) 海洋スポーツセンターの指定管理料の内訳について説明を求めた。委員からは「年度ごとの人件費の内訳が分かりにくい」「海洋スポーツセンターやその周辺の整備が行き届いていない」「利益を出す法人として独立性が見られない」などの指摘があつた。担当課から、「人件費については少数人数で運営をしており、時間外勤務が大きく発生している。次年度は 1 名増員と更に地域おこし協力隊の募集を行っていく」また、指定管理料については「新年度予算でしっかりと精査する」との説明であった。委員会からは「海岸やその周辺も観光地であるため、周辺の整備をしっかりとするよう」指摘した。

令和 5 年度隱岐の島町一般会計補正予算（第 6 号）

(1) 中町中条線バス停移設工事 130 万 9,000 円

既設の平新開地バス停が町道カーブ付近にあり見通しが悪く乗降者の安全確保ができない状況であることから、旧道に移設し、バス単独の侵入出入口を設けるとの説明があつた。委員会からは一般車両が通行出来ないようにしっかりと表示をするよう指摘した。

(2) 町営バス・デマンドタクシー運行事業費 91 万 5,000 円

コロナ後に当初の予想を上回る利用が増加し委託料に不足が生じたので補正に至った。利用客が増えてもドライバー不足を解消することが喫緊の課題である。県・全市町村でも共通の課題を抱えていて、ライドシェアなどの動きも聞く。他の動きを見ながら本町に於いても乗り遅れが無いよう事前に準備をしておくよう指摘した。

所管からの報告事項

都市再生事業「(仮称) 中曾邸改修工事」

9 月議会で中曾邸利用のための改修工事について、耐震診断では「倒壊の危険性大」となっていることやバリアフリー対策など不明瞭な点も多いと指摘し改修工事の修正を求めていた。

今回、担当課からは、「仮のまちづくり情報拠点に現在隣接する建物の 1 階部分を使用す

ることとし、中曾邸については2期計画に盛り込むこととする」との報告があった。「寄贈してくださった方の想いもあるので慎重に進めるべき」など、委員からの意見があった。担当課からは慎重に進めていきたいとの説明であった。

所管の調査事項

清水建設株式会社との協働企画について

担当課から本町と清水建設株式会社との協働企画の説明があり、大きな目的として協働により本町だけでは解決できない課題に共に取り組むものであるとの説明であった。

委員からはカーボンニュートラルなまちづくりなど洋上風力発電に取り組みがあるのか危惧する意見があった。今後の取り組みに注視していく。委員会としては町としての課題はしつかり捉え相談していく形をとるよう指摘した。

以上で、産業建設常任委員会委員長報告を終わります。所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査、研究いたします。

○議長（池田信博）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日程 第2. 中間報告の件

「中間報告の件」を議題とします。

隱岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、竹島対策特別委員会から調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件を申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

したがって、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長 9番：西尾 幸太郎 議員

○9番（西尾幸太郎）

それでは、竹島対策特別委員会の中間報告を行います。

9月28日及び29日に竹島領土権確立隱岐期成同盟会で竹島問題に関する要望活動を行つてまいりました。同行者は本町の池田町長、西ノ島町の坂栄町長、漁業者を代表して濱田利

長氏、本町の担当職員2名、そして私の6名で、内閣府を始めとする各関係機関、衆議院議長、外務省や農林水産省、国土交通省、文部科学省、県選出の国会議員や関係する国会議員の皆様に対し、「竹島の領有権及び周辺海域における漁業秩序の早期確立について」要望書を手渡すと共に、現状の問題について訴えてまいりました。

池田町長からは、特に直近に起こった魚雷漂着の問題を始め、過去の北朝鮮漁船・不審船の漂着問題など国防に関わる問題、漁具などの不法投棄による海岸漂着ごみや日本海の漁業秩序の早期解決の必要性などについて説明され、「現状から何も進まないことが竹島問題への国民の意識の低下への一番の要因だ。一歩でも竹島問題解決への歩みが見えるよう、国として対応して欲しい」旨の訴えも行いました。

コロナ禍の影響もあり、日本全国はもとより島根県内、隠岐の島町内の竹島問題への関心の低下が危惧されるところであります。領土問題は第一義的には国が責任を持って対応すべき問題ではありますが、竹島を所管する自治体として、当事者意識をもってどのように取り組むべきか、当特別委員会でも議論を深め実行していきたいと思います。

以上で、竹島対策特別委員会の中間報告を終わります。

所管の調査事項について、引き続き調査・研究を進めてまいります。

○議長（池田信博）

以上で、「中間報告の件」を終わります。

日程第3. 討論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第92号「隠岐の島町商工業振興センター設置及び管理条例」から、同意第10号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」までの42件、及び本日の議事日程第1で行いました委員長報告について、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

「賛成討論なし」と認めます。

ほかに、討論はありませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 4. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

はじめに、町長提出議案の、議第 92 号「隠岐の島町商工業振興センター設置及び管理条例」から、議第 100 号「隠岐の島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」までの 9 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 92 号から議第 100 号までの 9 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 101 号「町道路線の認定、変更及び廃止について」を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 101 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 102 号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町商工業振興センター改修工事〕」と、議第 103 号「工事請負変更契約の締結について〔中村浄化センター建設工事〕」及び、議第 129 号「工事請負契約の締結について〔公共下水道東町真空ポンプ場建設工事〕」と議第 130 号「工事請負契約の締結について〔公共下水道東町真空ポンプ電気機械設備工事〕」の 4 件を、一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 102 号、議第 103 号及び議第 129 号と議第 130 号の 4 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 104 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町水産業振興センター〕」から、議第 118 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町林業総合センター〕」までの 15 件を、一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 104 号から議第 118 号までの 15 件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 119 号「令和 5 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 6 号）」及び、議第 131 号「令和 5 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 7 号）」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 119 号及び、議第 131 号は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第 120 号「令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）」から、議第 128 号「令和 5 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 2 号）」までの 9 件及び、議第 132 号「令和 5 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」の計 10 件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 120 号から議第 128 号までの 9 件、及び議第 132 号の計 10 件は、委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、請願第 2 号「国会及び関係行政庁へインボイス制度の導入中止を求める「意見書」

提出を求める請願」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「不採択」です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

賛成 9 名、反対 6 名。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって請願第 2 号は、委員長報告のとおり「不採択」とすることに決定しました。

次に、請願第 4 号「国に対し刑事訴訟法の再審規程（再審法）の改正を求める「意見書」の提出を求める請願」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、請願第 4 号は、委員長報告のとおり「採択」することに決定しました。

最後に、同意第 10 号「隱岐の島町教育委員会委員の任命同意について」を採決します。

本案を、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

よって、同意第 10 号は、原案のとおり「同意」することに決定しました。

以上で、「採決」を終わります。

ここで暫時休憩とします。

(本会議休憩宣告 11 時 10 分)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣言 11 時 18 分)

日 程 第 5. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり委員会提案が 1 件、議員提案が 1 件の計 2 件が提出されました。隱岐の島町議会会議規則第 14 条の規定により、議員提案の要件を満たしていますので順次、議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

はじめに、発委第2号「刑事訴訟法の再審規程（再審法）の改正を求める意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

1番：岡田 智子 議員

○1番（岡田智子）

発委第2号「刑事訴訟法の再審規程（再審法）の改正を求める意見書」につきまして、提案説明を行います。

無実の人が、犯罪者として法による制裁を受ける「冤罪」は、その人の人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものでございます。冤罪はあってはならないと、誰しも認めることでありながら、後を絶ちません。

「再審」は、無実の人が救済される最後の砦です。しかし、再審開始が認められて無罪になる過程では、大きな壁を乗り越えなければならないのが実情です。その大きな壁は、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し証拠を開示しないこと、再審開始決定に対する、検察による不服申し立てが許されていることです。「再審法制における証拠開示制度の確立」、「検察官の上訴制限が焦眉の課題」であり、誤った有罪判決を受けている、無実の人を迅速に救済するために、次の二点のとおり、「再審法制の改正」を行うよう、強く求めます。

- 一、再審請求人の求めに対し、検察が有する証拠の全面開示を法整備すること。
- 二、再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）が、いたずらに行われることのないよう制限を加えること。でございます。

意見書の提出先は、衆議院議長、内閣総理大臣、法務大臣でございます。

皆様よろしくお願ひいたします。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

「質疑」を行います。

発委第2号について質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

発委第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声を確認)

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

次に「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、発委第2号は原案のとおり「可決」されました。

次に、発議第4号「令和5年9月定例会提出の議第77号、令和5年度隠岐の島町一般会計補正予算(第4号)の修正動議に対する決議案の提出について」提出者から「提案理由の説明」を求めます。

1番：岡田 智子 議員

○1番（岡田智子）

発議第4号、「令和5年9月定例会提出、議第77号、令和5年度隠岐の島町一般会計補正予算(第4号)の修正動議に対する決議案」につきまして、提出理由を申し上げます。

9月定例会で行なわれました、議第77号「令和5年度隠岐の島町一般会計補正予算(第4号)」の議決につきましては、執行部・町民の皆様及び関係者の方々から、多くの疑問が寄せられているため、法的な疑義を払拭し、議会の町民の皆様に対する信頼性と、行政の安定性を回復する必要があり、令和5年9月定例会提出、議第77号令和5年度隠岐の島町一般会計補正予算(第4号)に関する「修正動議の法的無効」及び「当初案の原案可決」を確認する、決議案を提出するものでございます。

発議者 隠岐の島町議会議員 岡田智子、賛成者 隠岐の島町議会議員 斎藤則子、同じく 田中一隆、同じく 池田 賢治、同じく 前田 芳樹、同じく 石田 茂春 でございます。

内容につきましては、財務会計制度の改正前の予算書では「款・項・目・節・説明」まで1枚の様式に掲載されていましたが、現行制度では、議会に提出される議案は「款・項」の部分のみであって、「目・節」以下は「歳入歳出 予算事項別明細書」及び「予算に関する説明書」に区分されており、いわゆる執行科目として、単なる説明資料に過ぎないことが明確にされています。

したがって、議員が予算の修正動議を出すことができるは、「款・項」に対してであって、「目・節」の部分だけの変更で収まる場合、すなわち「歳入歳出 予算事項別明細書」及び「予算に関する説明書」の修正の場合は、単に議会の希望的意見というに過ぎない性質のものであり、予算を法的に拘束するものではありません。

先の9月定例会において有志議員によって提出された、令和5年度隱岐の島町一般会計補正予算(第4号)の「修正動議」は、まさに「款・項」には何ら手を加えず、単に「目・節」だけを変更しようとするものでありましたが、それにもかかわらず、残念ながら議事の混乱により、結果として補正予算(第4号)の表決において、この動議が可決した旨が宣告されることとなりました。

上に述べたとおり、この動議の違法性は重大かつ明白であり、また、住民の皆様に対して、議会広報誌や住民懇談会により誤った内容を周知してしまった議会の責任は、極めて重いものがあります。

こうした経緯に鑑み、法的な明確性と住民の皆様からの信頼を取り戻すため、当議会はこの決議によって、下記の事項を確認し、当該予算議決に係る疑義を払拭することいたします。

一つ目、9月定例会において提出されました「修正動議」は、法的に無効であり、よって「修正可決」という表決結果も、また、当然に無効であります。一方、これ以外の事項につきましては何らの異論もなく過半数議決を得ています。したがって、令和5年度隱岐の島町一般会計補正予算(第4号)は、執行部から提出された「当初案」そのものが「原案可決」されたものとみなします。以上のことを明らかにするため、当議会は、議会広報誌等おきまして、当該予算議決に係る、「瑕疵の原因」及び「法的な結論」を、丁寧に説明するものいたします。

以上、確認のため、決議いたします。

そして、最後になりますけれども、改めて「公平・透明」で「開かれた議会」を目指すためにも、参考資料②のとおり「議会運営のルールを無理すると、どうなるのか?」という資料も添付させていただきました。

これは、島根県町村議会議長会が11月16日に開催いたしました、「正副議長、正副委員長研修会」にて、配布された資料になります。議員の皆様、ご拝読をお願いいたします。

町民の皆様方から信頼され、皆様方の負託に全力で応える議会を築くためには、「議会運営

のルールを遵守し、実践すること、また、「町政発展のために、議員一人ひとりが、不断の努力を重ねていかなければなりません」

今一度、議員の皆様方と、この「意識の共有」を図ることを、強く求めまして説明を終わりにしたいと思います。

○議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

「質疑」を行います。

発議第4号について質疑はありませんか。

11番：安部 大助 議員

○11番（安部大助）

ただいま発議の説明聞かせていただきました。その中で何点か質疑をさせていただきたいと思います。まず発議者の認識も含めてお聞かせ願いたいなと思います。今回9月議会において修正の案が提出されました。それによって予算が何らかの形で議決されたのか、されていないのか、議決されたのかどうか簡潔にその認識をお聞かせください。

○議長（池田信博）

1番：岡田 智子 議員

○1番（岡田智子）

法的に間違ったことをしているので、先ほど安部議員が言っていることが、私はよく分からぬんですけど、もう一度質問していただけませんか。

○11番（安部大助）

法的云々ではなくてですね、最終的に今回9月の議会の時に「修正案」が提出されました。それによって例えば予算が減額したとか、増額したとか、それによって議決がされたのかどうか。議決事項、先ほど説明の中ありました、したのかどうか。議決した。議決に関わっているかどうか教えてください。

○議長（池田信博）

13番：石田 茂春 議員

○13番（石田茂春）

賛成の立場の方から、私の方から説明します。その件につきましては、修正動議自体が議決事項でなしに「意見書」ということなんですね。議決じやなしに「意見書」を提出します

ということだったら我々もこういう発議は出さんかったんですけど、動議修正ね、それで最後議決が行われました。いやいやそれで私は7対8で議決になったと。これは「意見書」だったらしいんですわ。意見を提出しますと。そこで今回これを出した。

○1番（岡田智子）

あとですね、本来「修正動議」を出すべきものだったら提案された方は口頭ではなく、こういう予算とか条例は事前に皆さんに文書でお知らせしなくちゃなりません。まず委員会としてでもそういうことを重大なことだからこそ事前に準備しなくちゃいけない。そういうこともなかった。また、議事の本会になると、有志議員と出されましたけれども、今回委員会で付託されたものであるならば、委員長がその時に報告をすべきものであって、動議の在り方も間違ってたと思いますけれども。補足です。以上です。

○11番（安部大助）

一応質疑なのでなるべく発議者が答えていただきたいなと思っております。その中で最終的に結果これが議決されたのか、されてないのかということは石田議員の言われるよう、意見として提案まとめられたのかなと思っております。先ほど言った「表決」に関しては、この「修正案」に関して出されたことに関して議会でどうするかということで「表決」したのかなと思っております。その中で今回提出された決議の中で、まず①番ですね、「修正可決」という言葉が出てきております。この「修正可決」について意味合いをちょっと教えていただきたいと思います。

○1番（岡田智子）

これは広報誌等にも「修正案が可決」という風に記載されておりませんでしたか。

○11番（安部大助）

申し訳ありません。「修正可決」という言葉を発議者が書かれておりますので、その意味合いを教えていただきたいなと思っております。

○1番（岡田智子）

賛成されておられる方、私、発議、発議と言いますけれども、発議者と共に賛成の方々にも意見を求める事はどうしていけないのでしょうか。

○議長（池田信博）

いけないことはないです。

○11番（安部大助）

「修正可決」、これ大きな言葉なんです。説明としては町が提出した予算に対し、議会が修正を加えて議決するものなんです。これが「修正可決」です。でも今回に関しては、あくまでも意見を述べさせていただいた。それを効力がない中で執行するしないは、執行部の方で判断していただくという結果になっております。その中で昨日の新聞報道にもありました。その言葉の使い方、ほんと「修正動議」という言葉大きいんです。これはやはりそこで誤解を招いてしまった住民の皆さんに対してはしっかりと説明を今後広報誌等でするべきかなと思っておりますけども。この発議の内容の中で「修正可決」という言葉が書かれていて、ここは少し違うのかなと。実際には議決関係はしておりませんので「修正」をしていただいた方がいいのかなと思っております。

もう一点、今回ここに提出の理由載っております。その中に「執行部・町民及び」という部分があります。住民の皆さんからすると広報誌を見て予算が減額されたんじゃないとか、そういった修正をイメージされて誤解を招いたかなと思っておりますけれども、執行部に関してはどういった調査があったのか、どういった意見があったのか、何人の方が言われたのか、これは執行部ですのでここにおられる課長さん方の中から聞き取りをしたのかなと思っております。公人の皆さんです。その辺をしっかりとさせないと、これも誤解を招く文書になっておりますので、その辺を教えてください。

○13番（石田茂春）

賛成者の立場から言います。まず第一点、「修正可決」ということですけど、議会だよりに「補正予算に関して修正案を提出し可決した」という風にうたってあります。それを略して「修正可決」という風に、それぐらい理解をしていただきたいですね。

○11番（安部大助）

申し訳ありません、石田議員。「修正可決」略しじゃないんです。これは「修正可決」という言葉があります。それは修正案を可決したというのは、修正案を可決したは「修正案の可決」なんです。それと「修正可決」は全く違います。修正案を出しました可決しました。それはあくまでも意見として執行部に伝える範囲です。「修正可決」というのは議決事項、変えなさい修正しなさい、これが「修正可決」です。ですので、それを書かれているから今回質疑させていただいたんですけど、これは理解していただければいいかなと思いますけども、先ほどの質疑この執行部がという文言が書かれております。それについてどういった調査があったのか、個人名は控えてもいいと思いますけど、何人ぐらいの方がおられたのか、これ

大きな問題だと思います。課題だと思います。教えてください。

○13番（石田茂春）

この執行部、町民という執行部というのは、10月2日三役、総務課長の方から全課長そして事務局の方にも文章があったと思うんですね。だけど、その文章は私には一向に届いてないんですね。今日まで。だから私は、執行部も不思議だなと思っているんじゃないかなということでここに載せておるんですね。違いますかね、事務局。事務局は全議員に説明いたしますと確認しておりますという文面ではなかったでしょうかね。資料を見せましょうか。

○1番（岡田智子）

資料を見せます。

○議長（池田信博）

暫時休憩といたします。

（本会議休憩宣言 11時40分）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣言 11時59分）

14番：高宮陽一 議員

○14番（高宮陽一）

先ほど議運を開いてこの問題について協議をしました。昼食になりますし、議員間の中でも少しやっぱり議論したほういいんじゃないかということで、議長の方から話していただい、13時30分から意見調整といいますか議員間討議を少しやってということにしたいという風に思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（池田信博）

よろしいですね。

（「はい」の声を確認）

ただいまから13時30分まで昼休憩といたしますので、13時30分に意見調整をしたいと思います。

ここで、13時30分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣言 11時59分）

○議長（池田信博）

議案審議の便宜上、全員協議会を開きます。

(全員協議会開会宣告 13時30分)

○議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(全員協議会閉会宣告 13時45分)

(本会議再開宣言 13時45分)

以上で、「質疑」を終わります。

次に、「討論」を行います。

発議第4号について、「討論」はありますか。

まず、反対者の発言を許します。

7番：村上謙武 議員

○7番（村上謙武）

発議第4号の決議の提出について反対の立場で討論を行います。

9月議会で議決された補正予算の修正動議、これについては「款」の項目の土木費、そして「目」の項目の都市計画総務費、これに関しては増額も減額もしないという内容も含んだ修正動議であります。

ただ増額も減額もしない予算をなぜ上程したかという理由としては、「節」の事業内容に関する補正予算に問題があるという議員の判断で補正予算の修正案が提出されたということですので、その辺のところはきちんと押させていただきたいという風に思っております。

たしかに「款」と「項」の内容には変更がありませんので、議決された内容については「節」の内容ですので、長、執行部に対しては何も拘束力はない、議会の方も議決内容は実質的に影響力はないという風に私は思っております。

今回の議決の内容にありますように9月に提出した予算の修正案が重大な法令違反に該当するとは私は全く考えておりませんので、今回の第4号の議決に関しては反対です。

議員のみなさんも今一度その辺のところをきちんと確認をし、適切な判断をお願いします。

以上です。

○議長（池田信博）

次に、賛成者の発言を許します。

4番：齋藤則子 議員

○4番（齋藤則子）

賛成の立場から討論ということではないんですけども、わたくしの思いを一言申し述べたいと思います。昨日（12月14日）の新聞、「山陰中央新報」に掲載された記事に関連してあまりにも驚きが大きかったので一言申し上げたいと思います。

まずルールに違反することは分かっていたとの言い訳がありました。分かっていて修正動議を提出した行為は詐欺と同じようなことだと考えます。これは議会の品位と良識を傷つけ愚弄した行為だと考えます。素直に間違っていたと陳謝すべきと思うんですね。また議事を仕切る議長が取り扱った責任も重いと考えます。さらに産業建設常任委員長の「考えるきっかけになった」とのコメントは、規律を無視した卑劣な行動を容認したことにはならないでしょうか。次の議会広報誌で、係わった人たちはきちんと陳謝すべきと考えます。

以上です。

○議長（池田信博）

次に、反対者の発言を許します。

14番：高宮陽一 議員

○14番（高宮陽一）

私は、発議第4号「令和5年9月定例会提出の議第77号、令和5年度隱岐の島町一般会計補正予算（第4号）に関する修正動議の法的無効及び当初案の原案可決を確認する決議」に反対の立場で討論を行います。

先ほども意見調整の中で話しましたが、今回の修正案の提出については議会の特権であります。ましてやこの予算を審議する上で「款・項」はたしかに決議書にあるように議決の対象です。そしてまた「目・節」については我々議会が予算を審議する際に必ず目を通す、その事業がどのような項目で策定されているか、これは見逃すことはできません。そのことによってそれらの事業がコスト、あるいはそれに対する評価がどうなるのか、これをチェックするのが我々議員の立場であります。

今回の修正案の提出につきましては、たしかに「款・項」これが議決の対象であることは承知の上ありますし、「目・節」については議決対象ではないことも承知の上あります。ただここには法解釈がございます。法解釈では、『しかし議決対象でない「目・節」の修正を含めた修正の動議の提出が不可能ではないと考えられる。つまり議会が当該修正が「目・節」の段階でどのような予算になっているかを明らかにすることは、修正の動議の内容を理解するうえで必要な要素である』と。このように学者先生も言っておられます。ですからこの修

正動議にあるように、これが全く違法だとかそういったことは裁判が判断することであって、我々はこれに沿って肅々とそれに賛成してきたところでございます。

今回の部分については、いろいろ違法と違法でないとかということありますが、私は議会の特権としてできる限りの議会としてのチェックをしてきた。そして結果としてまだ表明は行っておりませんが、新聞報道では事業が少し先送りになった、そして今年度内に予算が減額を予定するという予定であります。ということは議会がしっかりチェックをした、それは町長も感じた、確かに拘束力はございません。それを感じたから町長も少しあは反省したかもしれないし、頭から町長が議会が違法なことをしたから関係ないんだということであれば、議長に対して「再議」を申し立てる。これが法でございます。

そういうことから今回の決議については反対の立場で討論させていただきました。法律というのは法の裏もありますから、そこら辺りも我々議会もしっかりと学習しながらしっかりと町民のために働きたいとこのように思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（池田信博）

次に、賛成者の発言を許します。

12番：前田 芳樹 議員

○12番（前田芳樹）

賛成者の立場から賛成意見を申し上げたいと存じます。

議会運営について大きく反省をしなければならないと思います。二度と今回のような過ちを犯してはならないと思います。予算科目的「目」と「節」の部分は修正動議の対象にはならない、議決権の及ばないことを知りながら9月定例会で発議をかけて議決をしたのなら非常に恥ずかしいことです。単なる過失ではなく故意による違法行為となります。それを知つていながらも発議をかけたのかどうか、ここで大きく異なるのです。議決権の及ばない事柄を議決などできるはずはありません。日本には治外法権が許される自治体などありません。全国的にも共通した会議規則から逸脱した非合理的な議決を強行するようでは、やがて隠岐の島町議会は住民からの信頼を失ってしまいます。

9月定例会で修正動議が議決権の対象にならないものを議決したことが間違いであったことが判明したのですから、議会に良識と良心があるのなら、議会は真摯に反省をして過ちを自ら認めて、執行部へはもちろん住民に経過説明をして、素直に謝罪をするべきであります。恥の上塗りは止めたほうが良いとさえ思います。

9月定例会のちですね、議会広報、個人広報、住民懇談会配布資料などで誤った報道がなされてきましたので、これらに経過説明と訂正謝罪文を載せなければなりません。重大な過ちを犯した議会運営は正しく修正されなければなりません。住民懇談会資料の中にですね修正動議が可決されたと大きく表示してますね。その後、右端の下に修正動議が可決したと言っておきながら、今度は議会の決定には拘束されませんと。どっちが本当なのか説明をするべきです。拘束されない議決などあり得ないわけです。

以上を持ちまして終わります。

○議長（池田信博）

次に、反対者の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

ほかに、討論は、ありませんか。

（「なし」の声を確認）

討論なしと認めます。

「採決」を行ないます。

採決は起立によって行ないます。

発議第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成7人、反対8人。

（起立少數）

起立「少数」であります。

したがって、発議第4号は「否決」されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審査」を終わります。

日程 第 6. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長及び特別委員長から隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づく、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長及び特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き全て議了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、「令和5年第4回隱岐の島町議会定例会」を閉会します。

(閉 会 宣 告 14時01分)

以 下 余 白